

八戸市マスコットキャラクター「いかずきんズ」の着ぐるみの貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市を広くPRするため、八戸市マスコットキャラクター「いかずきんズ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 着ぐるみの使用申請ができる者（以下、「希望者」という。）は、原則として法人その他の団体等とし、着ぐるみ使用申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。その申請内容に変更が生じたときも、同様とする。

- (1) 企画立案書などの着ぐるみを使用する催事の内容が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、借用開始日の7日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

3 申請は、使用の1年前から受け付けるものとする。

(使用の承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、別記2号様式により着ぐるみの使用を承認するものとする。

- (1) 八戸市並びに八戸市マスコットキャラクター「いかずきんズ」のイメージを損なう、又は正しい理解の妨げになるおそれがある場合
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (4) 営利目的のみの活動又は公益性に欠く活動に使用する場合
- (5) 不当な利益を得るために使用されるおそれがある場合
- (6) 着ぐるみを汚損し、又は損傷するおそれがある場合
- (7) その他市長が着ぐるみの使用について不相当と認める場合

2 着ぐるみ使用申請書は先着順で受け付け、順次、審査をし承認可否を判断するものとする。

(使用承認の通知)

第4条 市長は、前条の規定により使用を承認する場合は着ぐるみ使用承認通知書（別記第2号様式）により、使用を承認しない場合は着ぐるみ使用不承認通知書（別記第3号様式）により、

希望者に通知するものとする。

2 市長は承認に際し、必要な条件を付すことができる。

（貸出しに係る料金）

第5条 貸出しに係る料金は、無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

（貸出しの期間）

第6条 貸出しの期間は、原則として、1週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（使用にあたっての遵守事項）

第7条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に転貸しないこと。
- (2) 取扱説明書に従って使用すること。
- (3) 雨天時には屋外で使用しないこと。
- (4) 屋外における使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内へ待避するとともに、使用後にきれいなタオルで水気を拭き取り、十分に乾燥させること。
- (5) 火気又は水気に近づけないこと。
- (6) 着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (7) 着ぐるみの装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
- (8) 着ぐるみ装着中は、必ず1名以上の補助者を付けること。
- (9) 着ぐるみの使用後は、固く絞った濡れ雑巾でやさしく汚れ等を落とし、付属のスプレーで内外全体の消毒・消臭を行い、陰干しにより乾燥させること。
- (10) その他市長が付した条件に従って使用すること。

（返却）

第8条 使用者は、着ぐるみの使用を終えたとき、又は着ぐるみの使用について承認された期間を経過したときは、着ぐるみ返却届（別記第4号様式）を提出するとともに、着ぐるみを返却しなければならない。

2 前項の場合において、着ぐるみの使用を終え、着ぐるみ返却届を提出しようとするときは、使用者は、使用状況を確認することができる写真等を添付するものとする。

（受取り及び返却の場所等）

第9条 着ぐるみの受取り及び返却は、総合政策部広報統計課内において行うものとする。ただし、総合政策部広報統計課内における受取り又は返却が困難な場合は、市長が認める別の方法により行うことができる。

2 使用者が着ぐるみの受取り及び返却をすることができる時間は、平日（八戸市の休日に関する条例（平成2年八戸市条例第20号）第1条第1項に規定する休日以外の日をいう。）の午前9時から午後5時までとする。

（承認の取消し）

第10条 使用者が第7条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱の規定に違反したときは、市長は、その使用の承認を取り消すとともに、以後の使用を承認しない。この場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

（原状回復）

第11条 着ぐるみを汚損し、又は損傷した場合は、使用者の責任と負担により、クリーニング、修理その他必要な措置を講じ、原状に復さなければならない。

2 着ぐるみを原状に復することができない場合において、市長が新たに着ぐるみを製作するときは、使用者はその製作に要する費用を実費弁償しなければならない。

（損害等の責任）

第12条 着ぐるみの使用により使用者が被った被害、使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用中に発生した事故等については、使用者の責めに帰するものとし、市長は一切その責めを負わない。

（庶務）

第13条 着ぐるみに関する事務は、総合政策部広報統計課において処理する。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年11月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年5月20日から実施する。

（あて先）八 戸 市 長

申請者 住所（所在地） 〒

団体等名

代表者名

着ぐるみ使用申請書

下記のとおり、着ぐるみを使用したいので、八戸市マスコットキャラクター「いかずきんズ」の着ぐるみの貸出しに関する要綱第2条の規定により申請します。

記

行事情報	行事名	
	行事内容	
	参加予定人数	人
	会場	
	着ぐるみの種類	使用を希望するものに✓を記入 <input type="checkbox"/> かぶさん (ブルー) <input type="checkbox"/> しまちゃん (ピンク) <input type="checkbox"/> こかぶくん (グリーン) <input type="checkbox"/> こうみちゃん (イエロー)
	使用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
	使用方法	
	借用希望期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
連絡先	担当者の所属・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

以下を確認し、同意の場合✓を記載してください。

誓約	<input type="checkbox"/> 私は、八戸市マスコットキャラクター「いかずきんズ」の着ぐるみの貸出しに関する要綱の規定を遵守します。万が一、各規程の不履行等により、八戸市から改善の指示等が生じた場合には、指示内容に従います。
----	---

（添付が必要な書類）

- イベント等の内容が分かるもの
- 本人であることが確認できる書類の写し

ただし、法人にあっては、法人を確認できるeメールアドレスからの申し込みに限り本人確認書類の添付不要

（あて先）八 戸 市 長

申請者 住 所（所在地） 〒

団 体 等 名

代 表 者 名

着ぐるみ返却届

八戸市マスコットキャラクター「いかずきんズ」の着ぐるみの貸出しに関する要綱第8条の規定に基づき、借り受けた着ぐるみセットを下記のとおり返却します。

記

項 目	数 量 (1体分)	チェック欄			
		かぶさん (ブルー)	しまちゃん (ピンク)	こかぶくん (グリーン)	こうみちゃん (イエロー)
着ぐるみ本体	1体				
ベスト	1着				
送風機&配線コード (あらかじめ着ぐるみ本体に装着されています。)	1セット				
密閉型シールバッテリー (ケース入り)	2台				
バッテリー充電器	1台				
持ち手棒	2本				
取扱説明書	1冊				
収納ケース (ハードケース)	1個				
バッテリーが100%に充電 されている	2台				
着ぐるみ本体の内外全体が消 毒され十分に乾いている	1体				

※記入不要です。

課長	GL	課 員